

議案第41号

大網白里市森林環境整備基金条例の制定について  
大網白里市森林環境整備基金条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 市は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、大網白里市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、毎年度の予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ

とができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。